

# 山口県体育大会に関わる合同チーム編成規程

山口県中学校体育連盟

2校以上の合同チームは、以下の条件で山口県体育大会への参加を認める。なお、本規程は、少子化に伴う少人数の運動部に大会参加の機会を与えようとする趣旨のものであり、競技力向上を**第1の目的とする**合同チームは適用されない。

- 1 合同チームは支部内（原則として）で編成し、合同チームとは複数の中学校でつくる1つのチームである。
- 2 日常的に学校で活動を行っている部において、1校単独では出場最低人数に足りず、チーム編成ができないとき、双方の学校長の判断により、近隣の中学校と合同でチームを編成することができる。ただし、競技力向上の趣旨でなく、合同が適正であると認められた場合に限る。あくまでも、人数が足りないチームの救済措置である。
- 3 合同チームは個人の部をもたない種目の団体の部において編成を認め、その種目及び出場最低人数は、以下のとおりとする。

バスケットボール：5人	バレーボール：6人	軟式野球：9人
ソフトボール：9人	サッカー：11人	ハンドボール：7人

- 4 単独で出場最低人数に足りない中学校Bは、他の中学校Aが出場最低人数を満たしているも、A校と合同でチームを編成することができる。  
その場合のチーム編成は、次にあげるア、イのどちらでも可能である。  
ア A校とB校で1チームを編成する。  
イ A校単独の1チームと、B校の足りない選手をA校から補ったAB校の合同チーム1チームの2チームを編成する。  
3校での合同も可能であるが、その場合も上記の考え方のとおり2チームまでの編成を可能とする。
- 5 春季体育大会については、1年生の人数を除いた人数を最低人数としてよい。
- 6 合同チームは連名で表示し、監督と各学校の引率教員をつける。
- 7 合同チームを編成する時は、支部中体連の了承を受けた後、支部理事長が該当種目の専門委員長・専門委員に了承を得る。
- 8 合同チームを編成する中学校は、編成に関する趣旨や内容等について、事前に関係する生徒・保護者に了承を得る。

## 附 則

本規程は、平成10年4月21日これを制定、平成10年度山口県秋季体育大会より実施する。  
本規程は、平成21年4月23日これを改正、実施する。  
なお、平成21年度、22年度は試行期間とする。

## 合同チーム編成規程 確認事項

- 1 現在ある部活動で規程人数に足りないチームの救済を第1の目的とする。

※競技力の向上を目的としない。

- 2 予選と県体で登録選手を変えることはできない。
- 3 結成するときは、定期的に合同練習ができる近隣の中学校と合同チームを結成すること。
- 4 規程の4のイで出場する合同チームは、B校の選手を必ず登録に入れること。
- 5 合同チームによる県体への出場枠の変更は当面（2年間 H21・22年度）認めない。